

※この登校届は保護者の方が記入してください。
※この登校届に関して、医師による証明は不要です。
※この登校届は登校初日の登校時に担任の先生に提出してください。

(宛 先)
昭島市立 拝島中 学校長

登 校 届

第 学年 組 児童・生徒氏名

※ 該当する病名の番号に○を付けてください。インフルエンザの場合は、型に○を付けてください。

	疾病名	出席停止期間(療養期間)	必要書類
1	インフルエンザ (A型・B型)	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	登校届
2	新型コロナウイルス	発症後5日、かつ、症状の軽快後1日が経過するまで	登校届
3	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	登校届
4	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで	登校届
5	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	登校届
6	風しん	発しんが消失するまで	登校届
7	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	登校届
8	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで	登校届
9	その他感染症 ()	主治医及び学校からの指示された期間	登校届

※ いずれの疾病も、主治医から療養期間について具体的な指示がある場合は、医師からの指示内容が優先されます。

※ 「症状の軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

上記の疾病により療養していましたが、療養期間を終えたため、本日より登校を再開します。

(療養期間： 月 日 ～ 月 日)

受診した医療機関：

発症日： 月 日 () 解熱(軽快)日： 月 日 ()

※1・2・4の疾病のみ記入

年 月 日

保護者署名

登校再開にあたっての確認事項 (✓点でチェック)

☐ 主治医等から指示された「療養期間」を終えた。

☐ 学校に、登校再開する電話連絡をした。

別表 学校感染症と出席停止（療養期間）の基準

※ 第3種「その他の感染症」については、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮して、出席停止の指示をするかどうか判断する。

分類	病名	出席停止の基準（療養期間）	登校再開時 提出書類	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など	治癒するまで	治癒証明書	
第2種	インフルエンザ（季節性）	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	登校届	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、軽快後1日が経過するまで		
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺の主張が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで		
	咽頭結膜炎	発疹が消失するまで	登校許可書	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可書	
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症（例）※	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	保護者からの聴取、または、 登校届
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可 B型・C型：出席停止不要	
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）	
		伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発性発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）	
		伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）	